

市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和 7 年 3 月 19 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第 8 号

市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する
規則

市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則（昭和36年秋田市規則
第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 1 中「および支出負担行為書」を削り、別表第 1 の 4 を次の
ように改める。

4 支出負担行為書および支出命令書に関する事務

事 項		補助執行者	
		教育長	課長、校長およ び事務長
(1) 支出負 担行為書	ア 事務決裁規程 の規定による執 行伺の決裁権者 が副市長以上で あるもの又は執 行伺に関する事 務を補助執行す る者が教育長で あるもの	○	
	イ 執行伺に関す		

	る事務を補助執行する者が課長、校長および事務長であるもの		○
(2) 支出命令書（教育委員会の委員の報酬、職員の給与、会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償および別に指定する公共料金に係るものを除く。）			○

別表第2の1中「および支出負担行為書」を削り、別表第2の4を次のように改める。

4 支出負担行為書および支出命令書に関する事務

事 項	区分
(1) 支出負担行為書（事務決裁規程の規定による執行伺の決裁権者が副市長以上であるもの又は執行伺に関する事務を補助執行する者が事務局長であるものに限る。）	○
(2) 支出命令書（選挙管理委員会の委員、監査委員および農業委員会の委員の報酬（農業委員会の委員の年額の報酬を除く。）、職員の給与、会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償ならびに別に指定する公共料金に係るものを除く。）	○

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。